

農産物価格転嫁に関する消費者意識調査及び広報啓発業務 仕様書

1 件名

農産物価格転嫁に関する消費者意識調査業務(以下「業務1」という。)&及び広報啓発業務(以下「業務2」という。)(併せて「本業務」という。)

2 目的

近年の生産資材(肥料、飼料、燃料等)価格の高騰を受け、農林水産物の持続的な生産を維持していくためには、生産コストの上昇分を販売価格に反映(価格転嫁)することが不可欠となっている。

一方で、価格転嫁を円滑に進めるためには、消費者が生産現場の実情を理解し、納得した上で購入し、地産地消につなげる環境づくりが重要である。

業務1は、直売所来店者を対象に、価格転嫁に関する認知度・理解度・受容度等の消費者意識を把握するとともに、一部店舗で実施する実演販売ブースにおける実際の購買行動データと突き合わせることで、今後の食育・広報施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

業務2は各種イベントでの広報啓発活動を通じて、生産現場の実情への理解促進と受容度向上を図り、地産地消につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 前提条件

本業務の実施にあたり、下記(1)~(2)の事項については、発注者(以下「県」という。)が定め、受注者に提示するものとする。受注者は、これらを前提として5に示す業務を行うこと。

(1) 業務1

① 実施店舗・実施日程・実施内容

番号	店舗名	所在地	実施日程	実施内容	年間 来客者数 (参考)
①	にじの耳納の里	福岡県うきは市 吉井町福益 130-1	全5日	アンケート調査(5日間) ※実演販売ブースを併設(具体的な実施日は別途指定)	72万人
②	JA北九やさい畑 おんが店	福岡県遠賀郡遠賀町今古賀 632-3	全8日	アンケート調査のみ	24万人

③	JA 糸島産直市場 伊都菜彩	福岡県糸島市波 多江 567-1	全 1 日	アンケート調査のみ	120 万人
④	あんずの里市	福岡県福津市勝 浦 1667-1	全 4 日	アンケート調査のみ	22 万人

上記のうち「にじの耳納の里」については、アンケート調査に加えて実演販売ブースを併設する。実演販売ブースの設営・運営(商品の調達及び販売代金の授受を含む)は直売所運営者が行い、受注者は装飾等の支援を行う(詳細は 5(1)②参照)。

② 啓発パネル

基本的な内容及びデザインは県が受注者に提示する。受注者は、デザインの細部校正を含め、A0 サイズでの製作を行うこと。

③ 啓発動画

県が動画(生産現場や農業協同組合青年部の活動の様子を収録したもの)を提供する。受注者は、各実施店舗のアンケートブースにおいて当該動画を放映し、来店者への周知を図ること。

④ アンケートの内容(設問案)

県が事前に用意し、受注者に提示する。

⑤ アンケート回答の目標件数

全体で 1,000 件を目標とし、直売所 1 店舗あたり 200 件程度を目安とする。

(2) 業務 2

① 各種イベントへの参加・広報計画

番号	イベント名	場所	時期 (日数)	実施内容	備考
①	福岡県農林水産まつり	福岡市	11 月上旬 (2 日)	イベントブースの装飾・撤去 販売スタッフによる販売 アンケート (2 日目のみ)	県主催
②	ふれあいフェスタ	久留米市	11 月下旬 (1 日)	イベントブースの装飾・撤去 販売スタッフによる販売	県主催
③	スポーツイベント	福岡市	11 月下旬 (2 日)	イベントブースの装飾・撤去 販売スタッフによる販売	場所代あり (金額未定)

上記(1)～(2)以外の事項(具体的なアンケート収集方法、実施手法等)については、6 に示すとおり、受注者からの提案を求める。

5 業務内容

【用語の整理】本仕様書における「アンケートブース」とは、アンケート調査を実施するために受注者が全実施店舗に設置するブースを指す。「実演販売ブース」とは、価格転嫁後の価格で農産物を販売するために直売所運営者が「にじの耳納の里」に設置するブースを指す。「イベント販売ブース」とは、各種イベントにおいて販売を行うブースを指す。

(1) 業務 1

① アンケート調査の実施

受注者は、4(1)に基づき、各実施店舗にアンケートブースを設け、来店する消費者に対してアンケート調査を実施すること。特に下記の点については、受注者による具体的な提案を求める。

- ・ アンケートの収集方法:目標件数 1,000 件規模の回収を実現するための具体的な収集方法(対面での声かけに加え、二次元コードによる Web 回答の併用等、実現可能性の高い手法を提案すること)
- ・ アンケート実施時間は、9 時～15 時のうち 5 時間を目安とし、直売所と協議して決定すること。
- ・ 円滑かつ効果的な調査実施のための手法:声かけの工夫、調査員の配置・体制、店舗の来客状況に応じた実施オペレーション等

② 啓発資材(パネル・ブース装飾・POP)の製作

- ・ 啓発パネル (A0 サイズ) :

県が指定するデザインに基づき、受注者が製作すること(デザインの校正、印刷・仕上げ等の実制作を含む) 。パネル数は、アンケートブース 1 か所に 2 枚程度とする。

- ・ ブース装飾:

アンケートブース及び実演販売ブースの両方について、価格転嫁の趣旨が消費者に伝わりやすいよう工夫した装飾を施すこと。啓発パネルの配置、のぼり、テーブルクロス等の意匠は受注者が提案すること。なお、ブースの設置及び撤去は、原則、実施日ごとに行うこと。

- ・ POP・サイン:

実演販売ブースが「価格転嫁に取り組む農産物の販売ブースであること」が一目で分かるよう、POP 及びサインを商品陳列箇所に配置すること。

- ・ 印刷物は屋外・店頭での使用を考慮した耐候性のあるものとする。

③ 啓発動画の放映

県から提供を受けた動画を、各実施店舗のアンケートブースにおいて放映すること。放映に必要な機材(モニター、スピーカー等)は受注者が準備すること。

④ 運営・管理業務

- ・ アンケート調査員の手配・派遣
- ・ 実施店舗との現地調整(日程の最終確認、資材の搬入出、ブース設置場所の調整等)
- ・ 荒天・臨時休業等により実施が困難な場合の代替対応
- ・ アンケート調査票の作成、回収、管理

⑤ 謝礼品の調達・配布

回答協力者への謝礼として、直売所で取り扱う商品(調査対象品目とは異なるカテゴリのもの)を1件あたり 300～500 円程度の範囲で用意し、回答後に全回答者へ一律に配布すること。具体的な品目は県と協議の上決定する。

⑥ データ入力・集計・分析

アンケートの回答について、次の作業を行うもの。

- ・回収した調査票の電子データ化 (Excel 等)
- ・単純集計及びクロス集計(年代別、来店頻度別、居住地別等)
- ・実演販売ブースにおける販売実績データ(直売所運営者から提供を受けたもの)の整理、及びアンケート結果との突合

⑦ 実施状況報告

県への中間報告(実施状況の共有)を適宜行うこと。

⑧ 報告書作成

集計結果、分析結果及び考察をまとめた報告書を作成すること。

(2) 業務 2

① ブースの装飾

- ・ブース装飾:

受注者は、4(2)イベントブースについて、消費者に地産地消を意識するように工夫した装飾を施すこと。なお、ブースの設置及び撤去は、原則、実施日ごとに行うこと。

- ・POP の作成:

イベントで販売する品目について、POP を作成し、配置すること。印刷物は屋外・店頭での使用を考慮した耐候性のあるものとする。

② 販売業務

- ・イベント参加期間中は、現場監督者及び販売スタッフを配置し、県が指定する販売品目の販売を行うこと。
- ・県が指定した販売品目について、仕入れ先の団体と協議し、供給可否・納品形態・納品タイミング・仕入れ値の確認、販売対応、返品対応を行うこと。
- ・県やイベント主催者と協議し、売り場の設置、撤去を行うこと。
- ・イベント主催者と協議し、イベントにて発生する場所代等の支払いを行うこと。
- ・農林水産まつりの2日目は、価格転嫁に係るアンケートを並行して行うこと。

③ 実施状況報告

県への中間報告(実施状況の共有)を適宜行うこと。

④ 報告書作成

販売実績データ、イベントの状況等をまとめた報告書を作成すること。

6 提案を求める事項

本業務のプロポーザルにおいては、4 の前提条件を踏まえた上で、下記の事項について具体的な提案を求める。それ以外の事項(実施店舗・日程・店舗ごとの実施内容・パネルデザインの内容等)は、県が別途決定し受注者に指示する委託業務として取り扱う。

- ① アンケートの収集方法(回収目標件数 1,000 件を達成するための具体的な手法)
- ② 円滑かつ効果的な調査実施のための手法
- ③ 消費者に伝わりやすい実演販売ブース、アンケートブース及びイベントブースの装飾

7 成果物

(1) 業務 1

番号	成果物名	納品形式
1	確定版調査票	電子データ・紙
2	実施記録(実施日・店舗・天候・回収件数等)	電子データ
3	集計データ一式	Excel 形式
4	報告書(集計・分析・考察) ※業務 2 のアンケートを含む	紙(正副各 1 部)・PDF
5	概要版資料	PowerPoint 形式
6	実演販売ブース実施記録(販売数量・売上・来場者数等。直売所運営者提供データに基づく)	電子データ
7	啓発パネル (A0 サイズ)・ブース装飾・POP デザインデータ及び現物	電子データ・現物
8	啓発動画放映記録(放映日・店舗・放映回数等)	電子データ

(2) 業務 2

番号	成果物名	納品形式
1	報告書	PDF
2	POP	電子データ・現物

8 留意事項

- (1) 業務の執行にあたり、県及び関係機関との連携を密にして遂行すること。
- (2) 調査対象者の個人情報の取得は必要最小限とし、匿名性を確保すること。取得した情報は本業務の目的以外に使用しないこと。

- (3) 直売所及び生産者の通常の営業・販売活動を妨げないよう、実施場所・時間帯について県及び店舗管理者と十分に調整すること。
- (4) 調査員は、来店者への声かけにあたり丁寧な対応を徹底し、回答を強要しないこと。
- (5) 制作にあたって利用する著作権や肖像権等の権利関係は、受注者において予算内で処理すること。
- (6) 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任及び費用負担は、受注者が負うこと。
- (7) 本業務において作成したデータやイラスト、文書等の著作権は、全て県に帰属すること。
- (8) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、謝金、保険料等）の一切を含む。
- (9) 受注者は契約後、速やかに業務終了までの工程表を作成し、提出すること。
- (10) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるため、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、または軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、県と受注者の双方で別途協議を行うこと。
- (12) 受注者は、本業務の遂行にあたり、万が一の事故等に備え、賠償責任保険等に参加すること。